むつ核燃料貯蔵施設の事業者間連携（共同利用）に関する質問事項案

東京電力と日本原電はむつ市において貯蔵容量 5,000 トン（うち東京電力 4,000 トン、日本原電 1,000 トン）の使用済み燃料の中間貯蔵施設（リサイクル燃料備蓄センター：以下「むつ貯蔵施設」という）の事業を進めてきたが、このたび、東京電力らは、「東京電力と日本原電の二社だけでは、当初計画の 5,000 トンの貯蔵に至らない蓋然性が高い」とし、「事業者間連携の検討を打診した結果…東京電力 3,500 トン、日本原電 900 トン、東北電力 100 トン、関西電力 500 トンにより合計 5,000 トンの中長期的な搬入計画の策定にいたった」※１とし、むつ貯蔵施設を関西電力や東北電力と共同で使う事業者間連携を進めようとしている。この件につき、以下、質問する。

※１「リサイクル燃料貯蔵株式会社（RFS）に関する中長期搬入・搬出計画について」2026/9/18
東京電力・日本原電・リサイクル燃料貯蔵（以下「計画について」という）
https://www.tepco.co.jp/press/news/2026/pdf/26x4202.pdf

＜東京電力あて＞

１．現時点で、東京電力の原発に貯蔵されているが使用済み燃料のうち、東京電力が搬出必要量としている使用済み燃料について、下記の理解でよいか？

柏崎刈羽 2,340 トン、福島第二 1,650 トン、福島第一５号機 240 トン、６号機 250 トン、共用プール及び乾式貯蔵が 1,180 トン、合わせると 5,660 トンとなる。日本原電は、敦賀と東海第二合わせて 1,000 トンであることから、２社合計で 6,660 トンとなる。

２．このように、東京電力だけでも既に 5,000 トンを超えている。なぜ、むつ貯蔵施設に 3,500 トンしか送ることができないのか？事業者間連携は必要ないのではないか？

３．「計画について」に記載がある関西電力 500 トン、東北電力分 100 トンの事業者間連携について、この数値は、東京電力が振り当てたものか？関電・東北電力が求めた数値か？
それぞれどの原発から何トンか？搬入時期はそれぞれいつか？

４．「計画について」別紙のグラフによると、東京電力・日本原電から六ヶ所再処理工場への搬入は 2031 年から開始となっている。
他方、使用済燃料対策推進協議会 2025.4.17 の場で示された「各電力会社の使用済燃料受入れ」※２では、各電力会社から六ヶ所再処理工場への搬出は 2028 年度からとなっている。今回示された計画は、国の協議会で示された計画に反するのではないか？

※２　第 8 回使用済燃料対策推進協議会 2025.4.17 資料 2 使用済燃料対策の進捗状況 P 2
https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/shiyozumi_nenryo/pdf/008_02_00.pdf

５．搬出先の六ヶ所再処理工場について、東京電力は、むつ市議会特別委員会において、「100％から 85％の幅で稼働率を振って…計算をしております」と述べている。また、「計画について」別紙のグラフは、六ヶ所再処理工場が 63 年後の 2089 年になっても 85％を超える稼働率で稼働し続けることを前提としている。これは非現実的な計画ではないか？
六ヶ所再処理工場は、ガラス固化に欠陥を抱え、もしここでトラブルが生じたら再処理工程全体を止めることになる。また、建設から時間が経ち、劣化が進んでいると思われるが、「レッドセル」と呼ばれる、汚染により立ち入ることができない区画が多数存在し、そうした区画で

は、機器の交換やメンテナンスもできない。プルサーマルによるプルトニウム消費量は少なく、余剰プルトニウムを増やさないためにも稼働率はかなり低くならざるをえない。

こうした現実に照らしても、同工場が 63 年後も稼働し続けること、しかも稼働率 85%を維持し続けるなどとても考えられないのではないか？63 年後の稼働、稼働率 85%以上の維持のそれぞれについて根拠を示されたい。また、稼働年数や稼働率が想定を下回った場合どうするのか、明らかにされたい。

6．むつ貯蔵施設への搬入量が、二社で 5,000 トンから 4,400 トンに減少するというのは根拠に乏しく、計算の前提条件は非現実的かつ恣意的なものであり、関西電力と東北電力の救済策とみてとれるものである。また、青森県は事業間連携を認めていない。むつ市での住民説明会でも、「関電の老朽原発延命のための共同利用は認められない」「むつ市が核のごみ捨て場になる可能性がある」等々の意見が多く出された。東京電力・日本原電の二社のみの利用を前提に結ばれた「立地協定」（使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書 2005 年）を順守し、事業間連携については直ちにとりやめるべきではないか？

＜資源エネルギー庁あて＞

1．搬出先の六ヶ所再処理工場について、東京電力は、むつ市議会特別委員会において、「100%から 85%の幅で稼働率を振って…計算をしております」と述べている。また、「計画について」別紙のグラフによると、六ヶ所再処理工場が 63 年後の 2089 年になっても 85%を超える稼働率で稼働し続けることを前提としている。これは非現実的な計画ではないか？

六ヶ所再処理工場は、ガラス固化に欠陥を抱え、もしここでトラブルが生じたら再処理工程全体を止めることにしている、また、建設から時間が経ち、劣化が進んでいると思われるが、「レッドセル」と呼ばれる、汚染により立ち入ることができない区画が多数存在し、そうした区画では、機器の交換やメンテナンスもできない。プルサーマルによるプルトニウム消費量は少なく、余剰プルトニウムを増やさないためにも稼働率はかなり低くならざるをえない。

こうした現実に照らしても、同工場が 63 年後も稼働し続けること、しかも稼働率 85%を維持し続けるなどとても考えられないのではないか？

2．むつ貯蔵施設への搬入量が、二社で 5,000 トンから 4,400 トンに減少するというのは根拠に乏しく、計算の前提条件は非現実的かつ恣意的なものであり、関西電力と東北電力の救済策とみてとれるものである。また、青森県は事業間連携を認めていない。むつ市での住民説明会でも、「関電の老朽原発延命のための共同利用は認められない」「むつ市が核のごみ捨て場になる可能性がある」等々の意見が多く出された。東京電力・日本原電の二社のみの利用を前提に結ばれた「立地協定」（使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書 2005 年）を順守させ、事業間連携については直ちにやめさせるべきではないか？

3．「計画について」別紙のグラフによると、東京電力・日本原電から六ヶ所再処理工場への搬入は 2031 年から開始となっている。

他方、使用済燃料対策推進協議会 2025.4.17 の場で示された「各電力会社の使用済燃料受入れ」※２では、各電力会社から六ヶ所再処理工場への搬出は 2028 年度からとなっている。今回示された計画は、国の協議会で示された計画に反するのではないか？

※２　第 8 回使用済燃料対策推進協議会 2025.4.17 資料 2 使用済燃料対策の進捗状況 P２
https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/shiyozumi_nenryo/pdf/008_02_00.pdf